

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私が20歳になった頃、母親が国民年金の加入手続を行い、地区の公民館に毎月来ていた役場職員に保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、20歳到達時に強制加入により国民年金被保険者資格を取得後、厚生年金保険被保険者である妻との婚姻により任意加入となり、58年4月に資格を喪失したとされているところ、資格喪失前までに国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人は、昭和58年8月9日に被保険者資格の喪失を申し出たこととされており、申立期間のうち、同年4月から7月までは、申立人は被保険者資格を有していたことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、昭和41年1月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳記号番号により、36年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得しているところ、その母親は、特例納付も利用して60歳到達時までの保険料を完納しており、その父親の加入すべき期間を満たす39年4月から60歳到達時までの保険料も納付済みであるなど、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがえることから、申立人の申立期間のうち被保険者資格を有していた58年4月から同年7月までの保険料については納付していたとしても不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人は昭和58年8月9日に被保険者資格の喪失を申し出たこととされており、これを不自然とするまでの事情も見当たらない

上、同年同月以降はオンライン記録どおり国民年金に未加入であったとみられることから、申立人の母親が、申立人の保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月までの期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに同期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年9月から45年3月まで

私は、申立期間①の保険料を母が納付してくれたと記憶しており、申立期間②の保険料は、叔母から「市役所の職員から、今なら遡って納付することができると言われたので納付してきた。」と聞いたことを覚えている。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母が申立期間①の国民年金保険料をその母の分と一緒に納付してくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初にその母と連番で払い出されている。

また、その母は、国民年金加入期間に保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の申立期間①に係る保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立人は、申立人の叔母が申立期間②の保険料を遡って納付してくれたと述べており、申立人自身は、申立期間②に係る保険料納付には直接関与しておらず、その叔母から遡って納付した期間及び納付金額など具体的な状況を聞かされていない上、その叔母も既に他界していることから、申立期間②の保険料納付の状況は不明である。

また、申立人に対して、申立期間②当時居住した市から上記とは別の国民年金手帳記号番号が昭和47年8月4日に払い出されていることが確認でき、同記号番号により36年4月まで遡って被保険者資格を取得している

(上記1の国民年金手帳記号番号は昭和38年3月に取り消されており、その後、47年8月に別の同記号番号が払い出されるまでに、さらに別の同記号番号が払い出されたことも確認できない。)が、同記号番号払出時点で申立期間は全て時効であり、遡って保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が居住した市及び町の被保険者名簿でも申立期間②は未納期間とされており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から52年3月まで

私は、申立期間当時、両親が経営する酒屋の手伝いをしていた。家族の国民年金の加入手続や保険料納付などは父が全て行っており、20歳になった頃に、父から、国民年金の加入と保険料の納付の有無を問われ、加入したい旨を答えた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年1月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続はこの頃初めて行われたものと推認できるところ、同時点において、申立期間の一部（昭和50年10月以降）は、国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父及び母は、国民年金加入期間において一部期間（2か月）を除いて保険料の未納は無いことから、申立人の父は、夫婦の保険料に係る納付意識が高かったと考えられる上、申立人についても上記加入手続以降の国民年金加入期間においては保険料の未納は無い。

さらに、市の被保険者名簿から、申立人の両親は加入当初である昭和36年度分の保険料を昭和38年1月に過年度納付したことが確認でき、申立人の父は期間を遡って保険料を納付する方法を知っていたとみられることから、申立人の加入手続後に過年度納付することが可能であった期間の保険料を申立

人の父が遡って納付したと考えることも不自然ではない。

一方、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続時点で、申立期間のうち昭和 50 年 9 月以前の期間は既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所の給与支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与支払明細書から判断すると、申立人は、A事業所に平成5年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる平成5年3月の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

同一企業内での異動であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与明細書から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成3年6月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる平成3年5月の厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成12年8月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から15年1月16日まで
申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って減額訂正されているが、申立期間当時の給与と異なっているため、実際に得ていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年8月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは50万円と記録されていたところ、同年9月30日付けで、遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、B職であったが、A事業所の商業登記簿謄本では、役員でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所の厚生年金保険料の滞納と社会保険事務所の減額訂正の提案を知り得る立場にあったが、社長が決定し、届出書類に押印した。」と主張しているところ、A事業所の総務経理担当者は、「代表者印は社長が管理していた。社長が押印していたので、B職が独断で決定することはできなかったと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成12年8月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B本社における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月31日から同年2月1日まで
(A事業所B本社)
② 昭和47年4月1日から同年9月1日まで
(A事業所C工場)
③ 昭和53年4月28日から同年5月1日まで
(A事業所C工場)
④ 昭和63年10月1日から平成元年6月1日まで
(D事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び③について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①は、A事業所B本社から同事業所C工場に転勤し継続して勤務しており、申立期間③は、昭和53年4月30日まで勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②は、A事業所B本社から同事業所C工場に転勤した際に標準報酬月額が下がっており、申立期間④は、D事業所で継続して勤務していたにもかかわらず標準報酬月額が下がっているが、いずれも給与が減額となったことは無いので、申立期間②の標準報酬月額は9万2,000円に、申立期間④の標準報酬月額は32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所（現在は、合併によりE事業所となる。）に継続して勤務し（昭和40年2月1日にA事業所B本社から同事業所C工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B本社における昭和39年12月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、オンライン記録において、昭和47年4月1日にA事業所B本社で被保険者資格を喪失し、同日に同事業所C工場で資格を取得した者の中には、申立人と同様に同事業所C工場での資格取得時の標準報酬月額が下がっている複数の被保険者を確認することができる。

また、A事業所C工場の元社会保険事務責任者は、「転勤により、諸手当が減ったと思うが、申立人について減給したことは無く、残業手当の見込額等を加味し忘れて資格取得時の報酬月額を社会保険事務所に届け出た可能性が考えられる。控除保険料額については、転勤前の保険料を使用することは無く、転勤後に社会保険事務所に届け出た報酬月額を基に保険料を計算して給与から控除していた。」と証言している。

さらに、申立人に係るA事業所C工場の厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA事業所C工場における離職日は昭和53年4月27日であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と、D事業所で申立人と同じ職種であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない。

また、D事業所の元社会保険事務責任者は、「営業職だった申立人には残業手当等が支払われていたはずで、各月の給与額には変動があった。」と証言しており、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が昭和 63 年 7 月に 32 万円で随時改定された後、同年 10 月に 30 万円で定時決定された要因として、同年 4 月に支払われた報酬月額より同年 7 月に支払われた報酬月額が低かった可能性が考えられ、前年 10 月の定時決定における標準報酬月額（28 万円）より申立期間④に係る標準報酬月額は上回っていることが確認できる。

さらに、前述の元社会保険事務責任者は、「会社が不適切な報酬月額を社会保険事務所に届け出たようなことは無かった。」と証言しており、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間④について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年4月から同年9月までは16万円、同年10月から15年8月までは17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年10月21日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を、15年9月から同年11月までは17万円、同年12月から16年9月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年10月21日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年4月から15年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、14年4月から同年9月までは16万円、同年10月から15年8月までは17万円と記録されていたところ、14年11月8日付けで、同年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月の定時決定は12万6,000円と遡って減額訂正され、さらに、同年11月11日付けで、当該定時決定は11万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、A事業所の元事業主は、「社会保険業務は自分が担当していた。厚生年金保険の滞納保険料の解消ができず、社会保険事務所と協議の上、従業員の標準報酬月額を引き下げる措置を採った。申立人は、B職であり、社会保険業

務には関与していなかった。」と証言している。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成14年11月8日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年11月8日付け及び同年11月11日付けで行われた変及訂正処理は事実と即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月から15年8月までは17万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成15年9月1日から16年10月21日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該変及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）において11万8,000円と記録されているところ、当該処理については、変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された平成15年9月から同年12月まで及び16年2月から同年5月までの期間に係る給料明細書並びに元事業主の証言により、申立人は、15年9月から16年9月までの期間において、17万円又は18万円の標準報酬月額に見合う給与額を支給され、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した当該給料明細書により確認又は推認できる報酬月額から、平成15年9月から同年11月までは17万円、同年12月から16年9月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料明細書において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月16日から4年8月26日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与支払明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年8月31日）の後の平成4年9月4日付けで、20万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、元代表取締役は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

さらに、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるものの、元代表取締役及び複数の元同僚は、「申立人は商品を開発する仕事をしており、社会保険事務には関与していなかった。」と証言している上、申立期間において、雇用保険の被保険者の記録が確認できることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和44年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月23日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について、加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所で働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から確認又は推認できる報酬月額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 2072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月25日から同年6月15日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
昭和34年4月の入社以来、途中一度も退職することなく在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年6月15日にA事業所B工場からC事業所B工場に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和40年6月15日とすべきところ、同年5月25日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は同年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から13年3月まで

私は、国民年金への加入が遅かったため、加入手続をした時に、市の職員から年金をもらうためには保険料を2年間遡って納めたり、60歳過ぎに任意加入して納めたりすることができるとの説明を受け、夫に遡って納付してもらったことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続の際に、過去2年間の国民年金保険料を遡って納付できることを市の職員から説明を受けて、申立期間の保険料の納付を申立人の元夫に依頼したと述べているところ、その元夫は、自身が経営する会社の事務員に納付を指示した記憶があるとするのみで、納付書、納付金額の記憶は無く、納付がどのように行われたのか確認したこともうかがえないことから、その元夫の証言から、申立期間の保険料が納付されたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2073 (事案 1091 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 50 年 5 月頃から 57 年 7 月頃まで

申立期間①について、A事業所B支店の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当時の複数の同僚を思い出したので、再度調査し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A事業所B支店に勤務していたことを思い出したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所B支店のC営業所に勤務していたことは推認できるが、i) 上述の複数の同僚は、「申立人は正社員ではなかったと思う。」と証言していること、ii) 申立期間①当時、A事業所B支店C営業所で厚生年金保険の事務を担当していた同僚は、「当時、A事業所B支店C営業所の従業員で厚生年金保険の被保険者となっていたのは、正社員だけであった。正社員だった者の氏名は記憶しているが、申立人の氏名は記憶が無い。厚生年金保険の被保険者となっていない従業員の給与から、厚生年金保険料は控除していない。」と証言していること、iii) D事業所(A事業所が名称を変更)に照会したところ、「当社の正社員の名簿を検索したが、申立期間①当時に申立人の氏名は無かった。」と回答していること、iv) A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、昭和30年3月21日から37年6月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。また、オンライン記録において、A事業所B支店C営業所という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認ができ

ないことから、既に平成 22 年 6 月 25 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに同僚 4 人を思い出したとして再申立てを行っているが、このうち 2 人については、当初の申立ての際、既に「申立人は正社員ではなかったと思う。」との証言を得ている上、申立人が、「自分が A 事業所に紹介した。」と主張する残り 2 人のうち 1 人は、A 事業所 B 支店において厚生年金保険の被保険者として確認できず、もう 1 人は申立期間①よりも後の昭和 40 年 4 月 1 日に A 事業所 B 支店において厚生年金保険に加入しており、「高校卒業後、学校の紹介で A 事業所に入社した。申立人のことは知らない。」と述べている。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、当時の複数の被保険者に照会したものの、申立人が申立期間②に A 事業所 B 支店で勤務していたことを記憶する者は無い上、申立期間②当時の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、D 事業所に照会したところ、「正社員の名簿を検索したが、申立期間②当時に申立人の氏名は無かった。当時、正社員のみ厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録及び E 市の回答から、申立人は申立期間②当時、国民年金及び国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、A 事業所 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 50 年 3 月 8 日から 57 年 12 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 16 日から同年 4 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業所（A事業所の継承事業所）が提出した厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和 58 年 3 月 16 日に資格を喪失した後、同年 4 月 16 日に資格を再取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、C職として勤務していたが、契約の見直しに伴い、一旦、厚生年金保険から外れたことを記憶している。厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料は控除してない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
(A事業所)
② 平成 2 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
(B事業所)

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会をしたところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「年次有給休暇を取ったので、平成元年 4 月 1 日までA事業所の年金記録があるはずだ。」と主張している。

しかし、F事業所（A事業所の本社）は、「当社が保管する厚生年金保険被保険者台帳の申立人の退社日は、平成元年 2 月 15 日となっている。申立期間の保険料の控除はしていないと考える。」と回答している上、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間①の後、厚生年金保険を再取得したC事業所（B事業所から名称変更）が保管する申立人に係る履歴書の平成元年 2 月 15 日欄に「A事業所退職」と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「1年間の契約で勤務したので、平成 2 年 4 月 1 日までB事業所の年金記録があるはずだ。」と主張している。

しかし、C事業所は、「申立人の任用期間は平成元年 4 月 6 日から 2 年 3 月 20 日までのため、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料の控除はしていないと考える。」と回答している。

また、B事業所において、申立人と同時期にD職として勤務していたとする者は、「期間Eまでの契約で勤務したため、申立期間は勤務していない。申立人も同じ契約だったと思う。」と述べているところ、オンライン記録から、前述の者の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月20日から同年7月22日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間も勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元役員及び元従業員の証言並びに申立人の主張から、申立人が申立期間においてA事業所又はB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「昭和40年頃、A事業所の営業部門がB事業所に移ったようである。」と述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は昭和40年2月20日にA事業所で被保険者資格を喪失し、同年7月22日にB事業所で被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和40年2月20日に被保険者資格を喪失後、同年3月9日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A事業所の元役員は、「当時の資料は無く、社会保険事務に関しても記憶が無いので、申立期間における保険料控除の有無等は分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月 16 日から 60 年 5 月 16 日まで
(A事業所)
② 平成 12 年 11 月 9 日から 14 年 10 月 15 日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間は、A事業所及びB事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する在籍証明書及び当該期間の一部について雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、C事業所(A事業所が名称変更)の人事担当者は、「通常であれば、健康保険と厚生年金保険はセットでの加入であり、D健康保険組合で申立人の加入記録が確認できず、A事業所の社会保険台帳にも申立人の氏名が無いことから、厚生年金保険に加入していないと考える。厚生年金保険に加入していない者から、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

また、申立期間①当時、申立人が勤務していた支店の支店長は、「本社の方針で、歩合給比率の高い支店の営業の者は、健康保険組合と厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は、当該支店に勤務している時の職種は、営業であった。」と述べている。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 56 年

2月1日から60年7月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間①において、申立人は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

申立期間②について、B事業所の労働者台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は、平成14年10月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、B事業所の事務担当者は、「平成14年10月に申立人から健康保険と厚生年金保険の加入の申出があったので、加入手続を行った。それ以前の厚生年金保険に加入していない期間は、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と述べている。

さらに、申立期間②において、申立人は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、平成 3 年 7 月の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、同年 3 月 1 日に臨時職員として A 事業所に任用された後、同年 8 月 1 日に引き続き任用の更新がされており、継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 事業所における雇用保険資格取得日が平成 3 年 3 月 1 日、離職日が同年 9 月 30 日であることが確認できる。

しかし、A 事業所が保管する定期監査調書によれば、平成 3 年度の保険料負担金（申立人からの保険料控除額）は 6 万 5,805 円と記載されており、この金額はオンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間に相当する保険料額とおおむね一致する。

また、A 事業所は、「定期監査調書から確認できる申立人から控除した保険料負担金の金額からすると、平成 3 年 7 月分の保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 25 日から 36 年 12 月 31 日まで
② 昭和 36 年 12 月 31 日から 37 年 10 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、自分は脱退手当金を受け取った記憶は無く、申立期間②については厚生年金保険の被保険者期間が無いとの回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年2月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人はA事業所に3年間は勤務していたとして申し立てしている。

しかし、申立期間②当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の退職時期を覚えている者はおらず、申立人が申立期間②に勤務していたとの証言を得ることができない。

また、当時の社会保険事務担当者とされる者は、「工場長に指示されて資格喪失の手続を行ったことはあるが、勤務しているにもかかわらず、従業員の資格喪失の手続を行うようなことはしていない。」と証言している。

さらに、A事業所は、「当時の資料は廃棄処分したため、当時の状況については分からない。」と回答しており、当時の工場長とされる者とは連絡が取れず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 9 日から 41 年 9 月 21 日まで
② 昭和 41 年 9 月 21 日から 43 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 1 月 21 日から 44 年 9 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年2月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月21日から28年8月9日まで
② 昭和33年1月16日から39年3月1日まで
③ 昭和39年10月30日から40年5月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。